

# 多治見市ブロック塀等除去補助金制度

地震等の揺れにより、倒壊したブロック塀等が緊急車両の通行を妨げたり、人命に危険を及ぼしたりするのを防ぐため、公衆用道路、公園及び児童遊園に面して設置されたブロック塀等の除去促進を目的とした制度です。

## 【補助内容】

|                         |
|-------------------------|
| 補助限度額                   |
| 最大で20万円(通学路の場合は最大で30万円) |
| 補助単価                    |
| 10,000円 / m             |
| 制度の期限                   |
| 令和5年3月31日まで             |

## 【補助金の額について】

次のうち、いずれか少ないほうの額を補助金として交付します。ただし、100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

|                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| ① ブロック塀等の延長(m) × 10,000円 | ② 塀の除去費用の1/2<br>※通学路の場合は2/3 |
|--------------------------|-----------------------------|

※補助金額には限度額があります。上記の制度内容欄をご確認ください。

## 対象となる塀について

コンクリートブロック塀、石塀(大谷石等)、コンクリート塀またはレンガ塀(以下「塀」という)です。

個人の住宅または事業所の敷地内(いずれも多治見市内)にあり、公衆用道路、公園または児童遊園に面している塀で、除去工事前の高さが擁壁高を含め敷地面高1.0m以上で総延長が2.0m以上のもの

## 補助金交付について

補助金の交付を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①「対象となる塀について」に該当する塀を除去する工事を行うこと
  - ②除去工事後の塀の高さが0.6m未満となること
  - ③申請年度の末(3月31日)までに工事を完了し、代金の支払いを完了させること
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助金は交付されません。

- ①敷地内の建物等の売却を目的とした工事を行う場合
- ②多治見市狭あい道路後退用地等整備経費補助金の交付を受ける部分について工事を行う場合
- ③過去にこの補助金の交付を受けた敷地において工事を行う場合
- ④申請者に市税等の滞納がある場合

## 申請に必要な書類等について

1. 多治見市ブロック塀等除去補助金交付申請書【様式第1号】
2. 塀の除去に要する費用が分かる見積書等 ※撤去後のフェンス設置経費等は対象外
3. 除去する塀の「延長」と「高さ」が分かるもの
4. 除去する塀の除去前の全体写真
5. 申請者の認印

※補助金の交付を受けるには**工事の着工前に申請書をご提出いただく必要があります**。  
この補助制度の活用を検討されている方は、事前にご相談ください。

## 手続きの流れについて

